

## 交渉(全労働福島支部)議事概要

福島労働局長(当局)は、令和4年11月15日(火)、全労働福島支部執行委員長(全労働支部)と職員の処遇改善等に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

### 全労働福島支部

次の事項について、「2022全労働秋季統一要求書」の提出があり、処遇改善の立場から問題を解決するよう要求された。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員(以下、「職員等」)への感染防止及び職場体制の確保について
- 2 労働行政体制の拡充について
- 3 賃金の改善について
- 4 高齢期雇用について
- 5 超過勤務縮減について
- 6 都道府県労働局のあるべき人事制度について
- 7 業務課題について
- 8 非常勤職員の労働条件改善について
- 9 昇格改善について
- 10 人事評価制度について
- 11 人事異動期の諸課題について
- 12 自然災害への対応について
- 13 健康・安全の確保について
- 14 民主的公務員制度と労働基本権の確立について
- 15 労働条件関連予算の拡充等について

### 当局

要求のあった事項について、次のとおり回答した。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員(以下、「職員等」)への感染防止及び職場体制の確保について

福島労働局独自の「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る福島労働局の基本方針」を策定し、感染防止の基本的対策の徹底を図っており、窓口へ飛沫防止パネルの設置、入口へ非接触型体温計の設置、マスク、アルコール消毒液等の配布を行っているところ。引き続き、職員等が安全に業務を行える

職場体制の確保について取り組んでまいりたい。

## 2 労働行政体制の拡充について

労働行政の運営に当たっては、国民の期待に応えるため新型コロナウイルス感染症関連業務等を速やかに実施していくことや、県内の企業に対し、「働き方改革」をはじめとする「魅力ある職場づくり」を推進していくことが重要であると認識している。

そのためには、行政体制の整備、拡充が不可欠との認識を持っており、効果的・効率的な行政運営と併せて、人員体制の確保に努めてまいりたい。

## 3 賃金の改善について

賃金については労働条件の基本であり、職員の労働意欲に関わる重要な問題であると認識している。

なお、今年度は11月に人事院東北事務局長に対して今回の要求を踏まえて、要請を行う予定である。

## 4 高齢期雇用について

定年年齢自体の引上げ、再任用など本人の希望する多様な働き方の確保等については重要な課題であり、要求事項は真摯に受け止める。

なお、定年退職予定者に対しては、定年年齢自体の引上げに係る制度等について十分に説明を行い、本人の希望状況に応じ適切に対応していきたい。

## 5 超過勤務縮減について

職員の健康確保の観点からも、超過勤務の縮減については重要な課題であり、更なる取り組みが必要と認識しており、併せて、超過勤務時間の把握等を適切に行ってまいりたい。

## 6 都道府県労働局のあるべき人事制度について

労働行政の体制確保のため、専門性の維持・向上は重要な課題であり、要求事項は真摯に受け止めている。

## 7 業務課題について

雇用調整助成金を始めとする各種助成金の迅速支給及び不正受給調査対応が可能な体制確保、小学校休業等対応助成金等を担う雇用環境・均等室の体制確保や負担の軽減等については、行政サービスへの信頼の観点から重要な課題と考えており、要求事項は真摯に受け止めている。

8 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員の雇用の安定、賃金・諸手当の改善、休暇制度等の拡充及び労働条件・職場環境等の改善は必要であるものと認識している。

9 昇格改善について

昇格問題は、賃金に密接に関係しているほか、職員の士気、働きがいにも関わる問題であり、また、労働行政に対する社会的評価にも関わる重要な問題と認識している。

10 人事評価制度について

人事評価に当たっては、評価の斉一性や公正性に配慮するとともに、人事評価制度の目的である長期的な人材育成につなげていけるよう適切な対応を図りたい。

また、人事評価結果については、国家公務員法に基づきその運用が適切に行われるよう努めてまいりたい。

11 人事異動期の諸課題について

異動に伴う経済的負担の軽減等、移転料にかかる要求事項については真摯に受け止めている。

また、宿舎については重要な労働条件であり、地域の実情に応じた必要な宿舎数の確保、老朽化対策、退去時の配慮など切実な要求であると認識している。

12 自然災害への対応について

自然災害における職員等の安全を確保するため、早い段階での特別休暇の適用や甚大な被害が予想される場合の庁舎閉庁、公務員宿舎への入居をはじめ住居確保は重要であると認識している。

13 健康・安全の確保について

職員等の健康・安全の確保及びメンタルヘルス対策については、「福島労働局健康管理実施要領」、「福島労働局心の健康づくり計画」及び「福島労働局における署所の職員及び来庁者の安全確保対策要綱」、ハラスメント対応マニュアルの適切な運用を図ってきたところであり、引き続き、研修・周知等を適切に実施してまいりたい。

14 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

労働基本権の重要性は十分認識しており、労働組合の団結、組織不介入については真摯に受け止めている。

15 労働条件関連予算の拡充等について

労働行政の円滑な推進を図るため、必要な予算の確保について、適切に対応してまいりたい。